マラソングランドチャンピオンシップ(MGC)開催に伴う2023年度実業団駅伝予選会の措置に関するQ&A(2023.4.25現在)

1	措置の内容はどういう意味か、具体例なケースで教えてほしい。	【例:女子】 2023プリンセス駅伝で16位以内・・・予選通過(従来通り) 2023プリンセス駅伝で17位以降・・・MGC出場者がいるチームは予選通過 【例:男子】東日本実業団連盟のケース(ニューイヤー駅伝の東日本連盟枠が「12」の場合) 2023東日本実業団駅伝で12位以内・・・予選通過(従来通り) 2023東日本実業団駅伝で13位以降・・・MGC出場者がいるチームは予選通過
2	現状、クイーンズ駅伝には24チーム、ニューイヤー駅伝には37チームが参加できるが、その数が増えることになるのか?	クイーンズ駅伝、ニューイヤー駅伝とも、予選会の結果により、増える可能性はあります。
3	措置の対象となるためは、MGC出場権を持つ選手のMGCへの「出場」が必須か?(MGC出場権はあるものの、ケガ等によりMGC不出場の場合も、所属チームは措置の対象となるか)	MGCへの「出場」を必須とはしておりません。MGCへの出場・不出場にかかわらず、チーム内にMGC出場権を持つ選手がいれば、措置の対象とします。
4	措置の対象となるためには、MGC出場者(出場権はあるが結果的にMGC 不出場の選手も含む)は必ず予選会に出場しなければならないのか?	MGC出場者が必ず予選会に出場しなければならない、ということではありません。チーム内にMGC出場者(出場権はあるが結果的に不出場の選手も含む)がいれば、措置の対象とします。
5	措置の対象となるためには、チームが予選会を「完走」することが要件か?欠場や途中棄権の場合は?	原則として「完走」を要件とします。但し不測の事態が発生した場合は別途対応を検討いたします。
6	MGC出場権を持つ選手が移籍した場合は?	MGC出場権を持つ選手が移籍した場合は、その時期を問わず、移籍元・移籍先チームとも措置の対象とはしません。但し、当該選手が移籍後に再度マラソンに出場し、期限までにMGC出場権獲得相当の記録を出した場合、移籍後のチームは措置の対象とします。
7	MGC出場権を持つ実業団未登録選手が実業団チームに加入した場合は?	MGC出場権を持つ実業団未登録選手が実業団チームに加入した場合は、加入後のチームは措置の対象とはしません。但し、当該選手が、実業団チーム加入後に再度マラソンに出場し、期限までにMGC出場権獲得相当の記録を出した場合、加入後のチームは措置の対象とします。なお、学生の場合は次項の通りです。
8	MGC出場権を持つ学生が新卒で実業団チームに加入した場合は?	MGC出場権獲得時に学生で、その後、新卒として実業団チームに加入した選手の場合、加入後のチームは措置の対象とします。